

# 第1章 政策A 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現

【子ども・学校教育】

## <目指すまちの姿>

子どもや若者の権利が尊重され、その成長過程に応じて、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画し活躍できるまちが実現しています。

保護者や地域のみんながともによろこびながら子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

学校・家庭・地域社会の連携・協働によって、子どもたちの学びや育ちを支える環境が整い、子どもたちがともに学び合いながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を身に付けています。

## <施策>

施策1 子ども・若者が自分らしく成長するための支援

施策2 子どもの健やかな成長への支援

施策3 子育て・子育てを育む地域づくり

施策4 子育て家庭への支援

施策5 児童・生徒の学びを支える環境づくり ⇒連携・協働で教育を支える環境づくりを整理

施策6 確かな学力を育む教育の推進

施策7 豊かな心を育む教育の推進

⇒子どもの学びについて、確かな学力、豊かな心、健やかな体という区分で施策を整理

施策8 健やかな体を育む教育の推進

## 政策A 施策1 子ども・若者が自分らしく成長するための支援

### 1 施策の目指す姿

子どもや若者が地域の中で支えられる中で、自己を確立し、社会との関わりを自覚しながら健やかに成長し、多様な主体と協働しながら社会を担っています。

### 2 現状と課題

すべての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とし、令和4年4月「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」（以下、子若条例）を施行しました。子若条例の周知、啓発を進めてきましたが、引き続き周知、啓発を進め、子若条例の当事者である子ども・若者とともに、周囲の大人たちへの浸透を図ることが重要となります。

また、子若条例に基づく取組みとして、子ども・若者の意見表明や子どもの権利擁護の仕組みの具現化が重要となります。

子ども・若者の抱える困難への理解を深めるとともに、第三の居場所として、子ども食堂などの地域で子ども・若者を支える活動との連携、協力が重要となります。

### 3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
子若条例の認知度 (世論調査等)	0		
子ども食堂の数	11		
子ども・若者の意見表明の数	0		

【出典：①・②・③児童青少年課】

【図表】



## 4 主な施策の方向性

### (1) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援

- ひきこもりへの理解を促進し、当事者、家族、支援者の後押しとなる取組みを推進します。
- 子ども食堂運営団体や社会福祉協議会と連携し、役割分担を明確にしなが  
ら、食事を通じて「地域交流の場」や子どもの「見守りの場」を提供する支援を  
推進します。
- 子ども・若者の意見表明の仕組みとして、WEBを活用した取組みを展開し、  
環境を整えることで、いつでも意見表明が出来る機会を保障していきます。
- 子どもの権利擁護の仕組みとして、子どもが権利を侵害され「嫌だな」と思った  
心の声を受け止める環境を整えることで、子どもの悩みや苦しみを早期に発見  
し、早期に解決に結びつけるために、子どもの受援力（助けを求める力）を高  
め、健全な成長を支えています。
- 多摩市の子どもの若者施策の中心である条例の周知、啓発を行い、子ども・  
若者をはじめ周囲の大人たちにもその理念を浸透させることで、子ども・若者が  
未来に希望を持って成長できる環境を整えます。

### (2) 子どもの貧困対策

- 家庭の経済状況で子どもの学びの機会に差が生じないよう、子どもの学習支  
援を充実させ、子どもの成長を支えます。

## 5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画

## 政策A 施策2 子どもの健やかな成長への支援

### 1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、そのらしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています。

### 2 現状と課題

核家族化・共働き世帯の増加などの家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化等により、子育てが孤立しやすく、子育ての不安感、負担感を感じやすくなっています。

妊娠期から未就学児の親子が交流し、気軽に相談もできる「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」は平成27年度の開始時の5か所から、令和4年3月に開設した「パルテノン多摩こどもひろば OLIVE」を含め、現在は10か所へ広がりました。

「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」の設置については、子育て世帯が集まりやすさも踏まえながら引き続き検討が必要となっています。

令和2年度に開始した子育て世代包括支援センター事業では、子どもの健やかな成長、一人ひとりの発達にあわせた相談・支援を関係機関と連携しながら行っています。

今後さらに、すべての妊産婦と子どもに継続的に切れ目なく関わりながら伴走する相談支援を行う仕組みづくりが求められています。

子どもの人権を守るため、児童虐待\*の防止や早期発見への取り組み及び、ヤングケアラー\*含めた子ども自身の困りごとへの気づきの視点や相談先の周知を行っています。

今後さらに、子ども自身から発信する方法の工夫や対応できる仕組みづくりが求められています。

心身の状態や発達の特性に関わらず、遊びや他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、一人ひとりに合わせた相談・支援が求められています。

### 3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
①子育てひろば （地域子育て支援事業） 利用者数	76,520人		
②児童虐待の相談・通告先を「知っている」と回答した市民の割合	37.2%		

【出典：①子ども家庭支援センター ②多摩市政世論調査】

#### 【図表】



## 4 主な施策の方向性

### (1) 子育てのための支援

- 妊娠期から子育て期において安全で安心できる居場所である「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」や児童館等を活用し、遊びや学び、健やかな育ちにつながる行事を展開しながら、身近な場所での親子交流や気軽に相談できる場をつくっていきます。
- 妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を目指し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関を設置し、包括的な支援体制を構築します。
- 妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談でき、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産・子育てができるようサポートします。

### (2) 子どもの人権の尊重

- 成長期にある子どもたちが、ヤングケアラーや虐待等により子どもの権利を侵害されることなく、のびのびと子ども時代を過ごせるように、地域全体で支援する取り組みを進めます。
- 子育て家庭の育児負担の軽減や地域での孤立を防ぐために、関係機関と連携し相談や在宅サービスにつながる機会の充実を図ります。
- 子どもの人権を守るために、関係機関と連携し、子どもの健全な成長・発達を阻む不適切な行為に至らないように、早い段階から継続して相談・支援を行いながら、児童虐待を未然に防止するとともに子どもが自ら発信できるよう、子どもへの周知・相談しやすい環境を整えます。

### (3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

- 心身の状態や発達の特性により配慮が必要な子どもについて、他者とのコミュニケーションを通して集団の中で子どもたちが成長していけるように、専門的な相談・支援を行うとともに、あらゆる場面においても一人ひとりに合った対応や支援が行われるよう普及・啓発を行います。

## 5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画

## 政策A 施策3 子育て・子育てを育む地域づくり

### 1 施策の目指す姿

豊かな子育て・子育てを実現するため、地域のみんが、子どもを介した地域活動をより活発化し、市民の支え合いが展開されています。

### 2 現状と課題

ファミリー・サポート・センター\*では市民相互で支え合う子育て支援活動を行っています。

さらに、提供会員確保に向けて説明会・広報活動・研修会等を行うとともに、関係機関との連携、提供会員の確保やアドバイザーや研修による資質向上、配慮が必要な子どもへの対応・支援等充実を図ってきています。

子ども食堂や誰でも食堂は、食を通じて子どもの居場所を提供し、地域コミュニティを形成しながら、子どもの見守りを行っています。

地域の青少年のために実践的な活動を行う青少協地区委員会は、子どもの育成を家庭や学校だけの問題にせず、地域全体で積極的に関わっていくべきとして地域文化催事やキャンプ事業、防災や子どもの安全を見守る活動などを担ってきましたが、後継者育成が進まず活動休止とする地区が出始めています。

児童館は、子どもや子育て家庭のニーズに合わせ、妊娠期から乳幼児の育児支援や中高生世代への支援など、地域社会の児童福祉課題の対応にも応えてきましたが、今後も地域における子どもの居場所として、誰もが安全・安心して利用できる場所を目指すとともに、虐待、貧困、不登校などの福祉的課題の対応に向けて、更なる機能強化が求められています。

「子ども110番」事業を継続し、緊急時の子どもの安全な避難所を維持していくためにも、協力者を地域に増やすよう努めていくことが必要です。

### 3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
①ファミリー・サポート・センターの利用・提供会員数	1,406人		
②子ども110番避難所協力者数 (個人、事業所の合計数)	3,373人		
③児童館登録児童数の割合	9,512人		

【出典：①子ども家庭支援センター ②・③児童青少年課】

#### 【図表】



## 4 主な施策の方向性

### (1) 地域社会全体での子育て支援

- 地区委員会を地区単位や補助金の見直しなどにより、地域のコミュニティによる子育て支援を充実していきます。
- ファミリー・サポート・センターの周知活動の場を広げ、担い手を増やします。
- 関係機関との連携をしながら、配慮を要する子ども達に対しても適切な対応ができるように、ファミリー・サポート・センターの提供会員の質の向上を図ります。

### (2) 子どもと保護者の居場所づくりの推進

- 児童館は各地域で同水準の児童館を維持し続けるのではなく、地域に合わせた役割や、機能、配置の見直しの検討を行い、今後の少子化や財政状況の変化にも対応しながら、子どもも保護者も自由に来て、安心して過ごすことができる家庭や学校に次ぐ、子どもや保護者にとって日常の居場所として運営を継続していきます。また利用者の声を聴き、必要に応じて相談や福祉につなぐ役割を果たしながら、事業を発展させていきます。

### (3) 子育てを支援する生活環境の整備

- 子どもの安全見守りを日常の中で簡単に市民が協力できる仕組みを充実させていきます。
- 市内全小学校が参加する「こども110番」においては、緊急時に子どもを保護する「子ども110番避難所」の指定を中心とした子どもの防犯に関する活動を行っています。今後も新たな避難所の協力者を募りつつ、保護者と関係機関との情報共有を図り地域の安全維持を保っていきます。
- 防犯に関する講演会や、各地域の安全マップを保護者が作成・配布することにより、地域全体の防犯意識を高めています。

### (4) 地域の子育て環境に携わる人のネットワーク

- 青少協地区委員会、学校だけでなく、地域も行事などの機会を通して子育てに関わることで、地域ぐるみで子どもを育てる・見守るためのネットワークの構築を推進します。
- 青少協地区委員会の参加がし易く担い手が増えるように、地域での活動以外の手続き負担の軽減等、検討を進めます。

## 5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画

## 政策A 施策4 子育て家庭への支援

### 1 施策の目指す姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、様々な働き方やライフスタイルを尊重しながら、多様なサービス基盤のもとに子どもにとって最善の利益と子育て家庭に配慮した社会的な支援が展開されています。

### 2 現状と課題

認可保育所については、保育ニーズの高い地域では待機児童が発生していますが、それ以外の地域の保育所では空き枠があり、地域的ミスマッチが生じています。今後は地域の需要を見極めつつ、事業者と調整を行い地域的ミスマッチの解消に向けた取り組みを進めていきます。

児童数は減少傾向にありますが、学童クラブ入所希望数は増加傾向にあり、待機児童解消には至っていません。地域の児童数の偏りや学童クラブの条件などから、待機児童となるケースがあるため、様々な手法を考え待機児童対策を進める必要があります。

子どもの放課後の居場所のひとつとして、放課後子ども教室の開催場所、日数及びメニューの拡充により、放課後の子どもの安心・安全な居場所を整備する必要があります。

### 3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
学童クラブの待機児童数	70人		
放課後子ども教室参加者数	3,582人		

【出典：①子育て支援課 ②③児童青少年課】

#### 【図表】



## 4 主な施策の方向性

### (1) 安心できる保育体制の充実

- 保育所及び学童クラブの待機児解消 にむけて  
保育所について、待機児童の解消が図られている状況に伴い、より具体的に市民ニーズに合った環境を整備するために、関係団体と丁寧に協議を進めていきます。学童クラブの待機児に対しては、地域の児童館での受け入れや、国の「新・放課後子ども総合プラン」の考えに沿って、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施により、児童の安全・安心な居場所の確保を進めていきます。
- 持続可能な魅力ある保育サービスの提供  
保育分野においても人材不足が進むなか、保育所において、保育士のキャリアアップや処遇改善に取り組むとともに、保育の質をわかりやすい視点で公表できる仕組みの導入を進めていく。学童クラブにおける放課後児童支援員のキャリアアップ及び処遇改善に引き続き取り組むとともに、育成環境の向上を図ります。

### (2) 安定した家庭生活に向けた支援

- ひとり親家庭の自立支援の推進  
ひとり親家庭が抱える幅広い課題に対して、経済的援助のほか、相談を通じて助言や情報提供を行い、自立支援につなげていきます。
- 経済的な支援の推進  
保育、教育、医療等、子どもを健やかに育てるため、子育て家庭の経済的負担を軽減する各種支援を推進します。

## 5 関連する主な計画

- 多摩市子ども・子育て支援事業計画

## 政策A 施策5 児童・生徒の学びを支える環境づくり

### 1 施策の目指す姿

児童・生徒の学びを支える環境づくりのために、学校施設等の整備・改善や、一人ひとりの状況に応じた支援の充実とともに、学校・家庭・地域の相互理解と連携・協働による多様な活動が行われています。

### 2 現状と課題

学校施設の老朽化の状況と今後の児童・生徒数の動向、環境配慮などを踏まえつつ、計画的に改修や建替えを行う必要があります。また、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向け、タブレット端末等のICT機器を効果的に活用し、学びたいときに学習に取り組める環境をつくること、特に、誰ひとり取り残さない視点から、不登校児童・生徒や特別な配慮を必要とする児童・生徒の学びに不安なく取り組める環境を確保するためにICT機器を有効に活用することが求められます。これらを実現していくために、児童・生徒に必要な機器や設備を整えるとともに、全校で導入したコミュニティ・スクール\*及び地域学校協働本部\*の取組みを持続的に発展させることで地域と共にある学校づくりを進め、地域総がかりでの子どもたちの教育につなげていきます。

### 3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
①授業中にICTを活用して指導する能力	82.6% (令和3年度)	85.0%	88.0%
②学校と家庭や地域の連携	33.8% (令和3年度)	45.0%	50.0%
③多摩市立小学校の学級を35人学級で編制	第1学年から 第2学年まで 実施済み	全学年完了 (令和7年度)	—————

【出典：①文部科学省調査（学校に置ける教育の情報化の実態等に関する調査「教員のICT活用指導力の状況」結果）をもとに多摩市教育委員会で集計 ②学校評価書の評価項目（自己評価で「申し分なく達成」かつ学校関係者評価で「適切である」の割合）より③学校支援課】

#### 【図表】



## 4 主な施策の方向性

### (1) 児童・生徒・学校への支援の推進

- 建築後約60年を経過する学校の劣化状況に応じた、大規模改修 や建て替え事業を実施します。その際に子どもたちを取り巻く学習環境の大きな変化へ対応した良好な学習環境や、自然環境に配慮した建築物を整備します。
- タブレット端末等の I C T 機器の活用について、児童・生徒の心身の健康にも配慮しつつ、バーチャルの I C T とリアルな体験をうまく組み合わせた効果的な教育活動を、教職員、児童・生徒と保護者の共通理解のもとで進めていきます。
- 不登校児童・生徒の増加が続き特に中学生での出現率が高い中、児童・生徒の社会的自立に向けた学びと成長のため、仮想空間上での新たな居場所づくりや不登校特例校\*開設検討により支援の選択肢を増やしていきます。また、外国語を母語とする児童・生徒に対する日本語指導の支援、医療的ケア児への支援を継続します。
- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学のために必要な支援を行います。
- 新たな感染症等が流行した際にも、児童・生徒が健康で安全に学校生活を続けられる環境を整えます。また、災害時などの非常時にも、給食を安定して提供できる体制を構築します。

### (2) 地域との連携の推進

- 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」も踏まえながら、全ての市民が子どもたちの成長に興味・関心を持ち、可能な範囲でその成長を支えることについて理解し実践してもらえるよう、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画する機会を設定していきます。

- 中学校部活動の地域連携や、新たな地域クラブ活動への移行については、令和4年12月に示された国のガイドラインや、令和5年3月に示された東京都のガイドラインを踏まえ、令和5年度から令和7年度までの3年間の「改革推進期間」において、教育委員会と市長部局が協働し、地域連携や地域移行の在り方を検討します。また、改革推進期間における地域移行・地域連携に向けたスケジュールや方針を示した計画を策定していきます。
- 保護者や地域による登下校時の見守り活動に対する支援や、関係機関との連携による通学路の安全確保への取り組みを充実させます。

## 5 関連する主な計画

- 第二次多摩市教育振興プラン
- 多摩市特別支援教育推進計画
- 第二次多摩市ストックマネジメント計画

## 政策A 施策6 確かな学力を育む教育の推進

### 1 施策の目指す姿

児童・生徒の確かな学力を育むために、自ら主体的に学び、考え、行動する力をもち、個性と創造力豊かな資質・能力を身に付けた児童・生徒の育成を目指します。

### 2 現状と課題

各学校の授業改善の成果として「令和4年度 全国学力・学習状況調査」において、小学校では国語、算数、理科で全国の平均得点を上回りました。また、中学校では国語、数学、理科で全国の平均得点を上回りました。「オンライン英会話」や小中学校合同での教員研修の実施等により英語教育の充実を図った成果として、令和4年度実施のGTEC\*における「話すこと（Speaking）」の市内平均スコアは、公立中学校の平均スコアを上回りました。引き続き、英語による実用的なコミュニケーション能力の育成に向けて、「話す力」の育成を重点課題として取り組んでいきます。また、「話す力」の土台となる、英語学習への意欲を伸ばしていくことも今後の課題です。

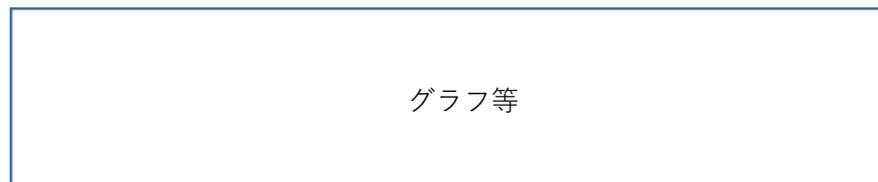
全国学力・学習状況調査において、「課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合は令和3年度及び令和4年度は8割以上でした。引き続き主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組んでいきます。また、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある」と肯定的に回答した児童・生徒の割合は令和4年度では小学校で5割程度、中学校で4割程度と、小・中学校とも、国や東京都の平均は上回っているものの、コロナ禍前（平成30年度）の多摩市の結果と比較し、小学校では伸び悩み、中学校では微増にとどまっている。持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度を育成するESD（持続可能な開発のための教育）を中心とした全教育活動の充実を図る必要があります。

### 3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
「小学校5年生まで（中学校2年生まで）、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答している割合	小学校 79.2% 中学校 81.8%		小・中学校とも、100%に近づける。
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えたことがありますか」について「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答している割合	小学校 55.4% 中学校 44.0%		小・中学校とも、100%に近づける。

【出典：全国学力・学習状況調査結果 及び第二次多摩市教育振興プラン】

#### 【図表】



## 4 主な施策の方向性

### (1) GIGAスクール構想の深化

- 一人一台タブレット端末等の活用により、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせた学習を推進するとともに、オンライン授業や進度に応じたドリル学習など、子どもの状況に応じた学習を実施します。

### (2) 多様な学習機会の提供

- 地域学校協働活動として、専門家と連携したキャリア教育、伝統文化や環境に関する学習、体験学習などを実施します。また、保護者や地域、学生等と連携・協働しながら基礎学力の向上や学習習慣の定着などを目的とした地域未来塾による補習等の学習支援を実施し、児童・生徒の学習活動を支援します。

### (3) 思考力・判断力・表現力の育成

- 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂により各教科等が目指す資質・能力として再整理された、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の3つの柱のうち、本市においてはE S Dの取組を重視してきたことを踏まえ、「思考力・判断力・表現力」の向上を図ります。

### (4) 英語教育の推進

- 中学校では「オンライン英会話」と「英語4技能検定」を実施し、「話す力」の伸長を図ります。また、小学校・中学校合同の教員研修を年3回実施し、小・中学校間での情報共有を行ったり、指導方法を研修したりし、英語学習への意欲が向上させます。

## 5 関連する主な計画

- 第二次多摩市教育振興プラン

## 政策A 施策7 豊かな心を育む教育の推進

### 1 施策の目指す姿

児童・生徒の豊かな心を育むために、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって他者と協働し、地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人を育成する「誰一人取り残されない」教育を目指します。

### 2 現状と課題

不登校児童・生徒に対する出現率は小学校・中学校とも増加傾向にあり、学年進行とともに、不登校の児童生徒の割合が高くなる傾向にあります。

不登校児童・生徒が相談あるいは指導を受けている窓口について、校内では養護教諭、スクールカウンセラー等、校外では適応教室等が多い傾向にあります。一方で、校内でも校外でも相談の機会をもていない児童・生徒がおり、不登校児童・生徒やその保護者が抱え込まないよう、スクールソーシャルワーカーの活用も含め、支援をしていく必要があります。

不登校児童・生徒の居場所の一つである適応教室「ゆうかり教室」で主に学習面や生活指導面で様々な支援を行っています。いる。適応教室には学習の場だけでなく社会的自立の支援や自己肯定感を高める機能の充実が求められています。引き続き外部からの知見を取り入れ、ソーシャルスキルトレーニング等様々な学びのプログラムのレベルアップを図ります。

全国学力・学習状況調査の「自分にはよいところがあると思う」と肯定的な回答した割合は現状値より小学校は2.9ポイント全国値を上回っているが、中学校は1.9ポイント下回っており、中学校における自己肯定感の向上に係る指導の充実が必要です。

不登校児童・生徒に対する外部機関との連携した支援に向けて、どの機関がどんな事案に対してどのように対応しているか、教職員全体で理解していく必要があります。

各学校は、自校のいじめ防止基本方針に則り、軽微な事案でも管理職及び自校の「いじめ対策委員会」に報告し、学校組織全体で取り組んでいます。

### 3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
全国学力・学習状況調査の「自分にはよいところがあると思う」と肯定的な回答した割合	小学校 79.8% 中学校 74.3%		100%を目指す
どんな理由があっても、「いじめはいけない」と回答している割合	小学校 84.0% 中学校 76.9%		100%を目指す

【出典：全国学力・学習状況調査】

#### 【図表】



## 4 主な施策の方向性

### (1) 人権教育及び道徳教育の推進

- 自己的人権を大切に、他者の人権を擁護しようとする意識や態度の育成を目指し、人権教育を推進します。また、考え議論する道徳科の授業を要として道徳性を養い、豊かな心を育む道徳教育を推進します。

### (2) 不登校総合対策の一層の推進

- GIGAスクール構想の中で、一人一台のタブレット端末の環境を生かし、ICTを活用したオンライン学習と、家庭訪問等による対面指導を組み合わせ、学力を保障できるよう指導の工夫に取り組んでいきます。
- 学校は、フリースクール\*等の活動内容を把握するため、積極的に他機関との連携を図り、児童・生徒の学校復帰を第一に考えるのではなく、個々に適した場所と連携を支援していきます。また、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携を図り、多角的なアセスメントに基づいた支援を行います。
- 自己肯定感や自尊感情を高める指導を行い、学校等を含めた地域の中で児童・生徒一人一人が自分自身を表現する場や役割を果たして活躍できる機会を意図的に設定する「居場所づくり」に努めます。
- 不登校生徒の学習環境、学習指導・支援の充実を図るため中学校不登校特例校の開設を引き続き目指していきます。

### (3) いじめの未然防止と早期発見の対応に向けた取り組みの推進

- 「多摩市いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対処について、「学校いじめ防止委員会」の機能強化を図り、学校組織全体で取り組みます。

## 5 関連する主な計画

- 第二次多摩市教育振興プラン
- 不登校総合対策～一人ひとりの子どもたちに安心できる学校生活を～

## 政策A 施策8 健やかな体を育む教育の推進

### 1 施策の目指す姿

児童・生徒の健やかな体を育むために、健康で安全な生活習慣を重んじる人を育成する教育が行われています。

### 2 現状と課題

令和3年度からのGIGAスクール構想の進展に伴い、児童・生徒は、タブレット端末等のICT機器を活用した教育活動を行っており、保護者からも機器の使用時間や使用時の注意点、目の健康等も心配されているところです。このようなことから、さらなる児童・生徒の健康増進や安全確保が必要となっています。また、近年では、子どもたちの食物アレルギーについても注目されており、学校給食の提供にあたって、食物アレルギーのある児童・生徒へのきめ細かい対応が求められています。

多摩市の子どもたちは、体力面で全国平均を下回る種目があり、体力の向上と学習習慣の確立に一層取り組む必要があります。東京2020オリンピック・パラリンピックでの経験も踏まえ、スポーツに取り組む機運醸成と体力向上を一層進めていくことが求められています。

### 3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動やスポーツをすることが好き」と回答した割合			
・小5	男71.6% 女59.7% <small>(2022(令和4年度)調査)</small>	100%に 近づける	100%に 近づける
・中2	男68.5% 女45.8% <small>(2022(令和4年度)調査)</small>	100%に 近づける	100%に 近づける
②朝食を「食べている」と回答している割合			
・小5	男88.2% 女86.9% <small>(2022(令和4年度)調査)</small>	100%に 近づける	100%に 近づける
・中2	男86.3% 女78.9% <small>(2022(令和4年度)調査)</small>	100%に 近づける	100%に 近づける
③学校給食センターの建替えと運営	検討	工事着手	竣工・運営

【出典：①②全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ③学校支援課 ④学校給食センター】

【図表】

## 4 主な施策の方向性

### (1) 健康教育の充実

- 児童・生徒の健康の保持増進のため、各種健康診断を適切に実施していくとともに、健康に対する意識の啓発を図ります。また、外部との連携を図りながら、性教育や、がん教育などの指導も継続します。
- ICT機器を活用する際の健康への注意点等を児童生徒や保護者、教職員等に周知します。
- アレルギー疾患に迅速かつ的確に対応するため、教育委員会、学校、保護者、学校給食センターの連携・協力体制を充実します。

### (2) 食育の推進と安全安心な美味しい学校給食の提供

- 食物アレルギーのある児童・生徒も安心して食べられ楽しんで過ごせる給食時間をつくるため、学校給食センターと各学校で連携して取り組みます。
- 児童・生徒が食に対する正しい知識を身につけ健康で健全な食生活が実現できるよう、学校と栄養教諭、学校給食センター栄養士が連携して、学校給食を通じた食育授業や食に関する指導を行います。また、食育などを通して、毎日朝食を食べる児童・生徒の割合を増加させます。
- 食品ロス\*削減に配慮し、更に美味しく食べてもらえる献立をつくり学校給食の提供を行います。また、より高い水準に対応した給食サービスの向上を実現するため、学校給食センターの建替えと運営を推進します。

### (3) 体力向上に向けた教育活動の充実

- オリンピック・パラリンピック教育の「学校2020レガシー」の実践から、運動への興味・関心を高め、体育、保健体育の授業に留まらず、学校行事等と関連させた運動習慣の定着に向けた取り組みの充実を図ります。

## 5 関連する主な計画

- 第二次多摩市教育振興プラン
- 多摩市学校保健計画
- 多摩市食育推進計画